

施策	34	障害者福祉の推進				政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	高木祥司	内線	5710	政策担当部長名	健康福祉部長 伊藤 実			
施策関係課名	保健課、子育て支援課									
重点施策	関連計画	地域健康ケア計画、第4次障害者施策に関する長期行動計画、第4期飯田市障害福祉計画								

1 施策の目的

目的	対象	支援を必要とする障害(児)者及びその世帯
	意図	安心して地域で日常生活が送られる療育が受けられる

2 現状把握

(1)対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	見込み28年度
支援を必要とする障害(児)者(精神障害は手帳保持者及び公費負担申請者数、身体・知的は「手帳」保持者)	人	9,006	7,753	7,347	6,953	8,569	8,539	6,600
内訳 身体障害(児)者	人	児: 125 者: 6,997	児: 77 者: 5,531	児: 72 者: 5,195	児: 62 者: 4,887	児: 81 者: 5,958	児: 75 者: 5,780	児: 130 者: 4,200
内訳 知的障害(児)者	人	児: 172 者: 516	児: 209 者: 473	児: 232 者: 359	児: 202 者: 413	児: 249 者: 506	児: 205 者: 577	児: 200 者: 520
内訳 精神障害(児)者(自立支援医療対象者:障害者手帳も保持する児者を含む)	人	児: 40 者: 1,156	児: 45 者: 1,418	児: 27 者: 1,462	児: 26 者: 1,363	児: 25 者: 1,750	児: 23 者: 1,879	児: 50 者: 1,500
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標28年度
安心して地域で日常生活が送れている割合(福祉や介護制度により安心して暮らしている)	%	47.6	47.6	50.9	50.9	56.8	54.4	60.0
療育が受けられる数	人	4,591	4,539	4,366	4,442	4,313	3,826	5,000
- 1 相談数(子育て支援課+ひまわり)	人	39	37	43	49	47	32	40
- 2 ひまわり通園利用実数	人	30	33	36	11	9	5	10
- 3 ひまわり重心登録児(者)数 H24から児童福祉法改正により重心は就学前児童に変更	人							30

(2)成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度実績	24年度	25年度	26年度	目標28年度
行政	必要な児童に療育事業を提供する。 障害者の自立、社会参加のため、関係法令等に基づき多様な公共サービスを提供する。 市民や事業者の福祉活動を支援する。 公共施設について、バリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの導入を図る。 障害者制度改革に適切に対応する。	療育手帳所持者数(18歳未満の者) (把握方法:福祉課の統計資料で把握・目標数値は次期障害福祉計画により変更)	72	202	206	205	200
		各種支援事業等利用者数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握)	9,746	14,247	14,641	14,510	居宅 7,600 施設 2,000
		団体等支援数 (把握方法:NPO、市民団体と一般事業者を分けて把握する。福祉課の統計資料で把握)	6	13	13	15	5

	主体	役割分担	ムツ指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	・ボランティア活動などに参加し障害者を支援する。 ・障害者が障害者を支援する。 ・市民が障害(者)を理解する。	・ボランティア活動への参加者数	・地域社会における共生の実現に向けて、「障害者総合支援法」が施行され、障害児(者)の日常生活や社会生活の総合的な支援が実施されている。 ・「障害者虐待防止法」が施行され、障害者虐待防止の窓口となる、障害者虐待防止センターも設置された。さらに、平成28年4月から、障害者差別解消法が施行され、解消するための措置として、差別的な取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止がなされる。また、認知症、知的や精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の財産管理や施設利用に関する契約を結ぶ行為を支援する成年後見制度も確立してきており、障害者の権利擁護への取組が強化されている。 ・障害者優先調達推進法の制定により、国や地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めることとなり、供給側(福祉事業者)と需要側(国等)との調整を図り、障害者就労施設等で就労している障害者の自立を促進していく。
	福祉事業者 NPO法人	・障害者に対して各種福祉サービス事業を提供する。	・事業への参加者数	
	地域の企業	・障害者の雇用を促進する。 ・障害に対する従業員の意識を高める。 ・店舗などでユニバーサルデザインを推進する。	・障害者の雇用率	
	団体(市民団体)	・ボランティア活動、サポーター活動等を実施する。 (一時預かり、社会参加活動の支援など)	・ボランティア活動グループ数	

### 3 平成26年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

計画どおり取り組めた
おおむね計画どおり
あまり取り組めなかった
達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

進んだ
ある程度進んだ
あまり進まなかった
進まなかった

### 4 平成26年度を取組概要と評価(成果や課題、その要因)

#### 【施策全体の評価】

- ・「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画」の基本理念である、「みんながって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」の実現をめざして、障害(児)者の自立を支援するとともに、障害(児)者及びその家族が安心して地域で日常生活が送られることを目的に、障害者総合支援法の規定に基づき「第4期飯田市障がい福祉計画」を策定した。
- ・障害者総合支援法に基づく各種サービスを提供し、障害(児)者の日常生活や社会生活の支援を行っている。
- ・成果指標における療育の公的な相談数の減少は、児童福祉法の改正により、民間事業所による相談支援専門員の役割が定着したためと考えられる。
- ・以上を踏まえて施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

#### 【事務事業群テーマ別の評価】

##### < 障害者の生活の総合的な支援 >

- ・障害(児)者の日常生活と社会生活における自立を支援するため、個々の障害(児)者のニーズに応じた各種事務事業を実施した。
- ・サービス等利用計画の作成は完成したところであるが、個々の障害(児)者に対し適切なサービスを提供するために、計画相談支援の充実を図る。
- ・「地域リハビリ推進事業」において、乳幼児から高齢者まで健やかに安心して人間らしい在宅や施設生活を送るために、身体機能にとどまらず精神、環境面も含めたQOL(生活の質)を高めるための総合的リハビリテーションの支援をしており、その支援は対象者だけでなくそこに関わっている家族や介護スタッフなどにも行っている。

##### < 共生の環境づくり >

- ・障害者自立支援協議会の部会の構成を、3障害別(身体・知的・精神)から支援内容別(くらし・仕事・こども・権利擁護・人材育成)に改編した。
- ・飯田市障害者虐待防止センターや障害者自立支援協議会権利擁護部会など設置し、障がい(児)者の権利擁護に対応する態勢ができています。平成28年度からは、障害者差別解消法が施行される。

##### < 療育対象者の早期発見 >

- ・子育て支援課、保健課(保健師)及び子ども発達センターひまわりが、発達支援を中心とした相談を強化し、療育対象者の早期発見に努めている。

##### < 療育の提供 >

- ・障害児に対して、放課後サービスなどニーズに応じた療育の提供に努めている。

## 5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・障害(児)者個々のニーズに応じたサービス利用計画の作成は完成したが、施設から地域社会への移行という流れの中で、適正なサービス利用を切れ目なく支援していく必要がある。また、さらに障害(児)者に対する権利擁護への取組も強化していく必要がある。

### < 障害者の生活の総合的な支援 >

・計画相談支援専門員、家庭、サービス事業者と市の担当者によるケア会議に参画するとともに、適正なサービス利用に繋げていくためにサービス等利用計画の査定を進めていく。

### < 共生の環境づくり >

・障害者への支援体制の整備を図るための中核的な役割を果たす協議の場として設置されている自立支援協議会の機能を強化する。  
・国が求めている障害(児)者が安心して地域で暮らしていける「地域生活支援拠点(居住支援機能と地域支援機能)」の整備を進めていく。  
・平成28年度から施行される「障害者差別解消法」に対する対応を進めていく。  
・引き続き、障害への理解と社会的障壁への関心を高める普及啓発活動を進めていく。

### < 療育対象者の早期発見 >

・地域リハビリ事業を展開しながら、早期発見、切れ目のない支援、関係機関などの連携に結びつくような取組を強化していく。「発達支援」と「療育」においても同様の取組を進めていく。  
・こども家庭応援センターにおける相談その他各現場へ出向いての取組により、一層の早期発見に努め、適正な支援に繋げていく。

### < 療育の提供 >

・子ども発達センターひまわりにおける療育の提供を行っていくとともに、幼保園において早期対応ができるようなノウハウを広めていく。

## 6 平成26年度事務事業 施策系統図

# 目標 施策3-4

対象  
支援を必要とする障害(児)者及びその世帯

意図  
安心して地域で日常生活が送られる  
療育が受けられる

## 成果指標

安心して地域で日常生活  
が送れている割合

療育が受けられる数

障害者の生活の  
総合的な支援

共生の環境づくり

対象者の早期発見

療育の提供

社会生活の支援

日常生活の支援

経済的支援

社会参加の推進

啓発・研修・育成

権利擁護の推進

地域内連携の推進

## 事務事業

総合支援訓練等給付事業

総合支援介護給付事業

総合支援補装具給付事業

総合支援医療給付事業

障害者居宅生活支援事業

障害者等生活サポート事業

障害者の日常生活支援事業

障害者日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

介護者等リフレッシュ入浴事業

障害者グループホーム整備事業

障害者医療費給付事業

重度心身障害児者福祉手当事業

地域生活支援基本事業

地域生活支援給付事業

障害者支援団体活動補助事業

飯伊圏域障がい者総合支援センター活動支援事業

障害者虐待防止対策事業

地域リハビリ推進事業

地域療育事業

重症心身障害児通園事業

児童発達支援センター事業

障害児支援事業

障害福祉推進事務

飯田市障害者生活ケアセンター管理運営事業

飯田市南信濃障害者等活動支援センター管理運営事業